

災害ボランティアセンターについて



令和7年7月24日（木）
藤枝市社会福祉協議会
福祉推進課 地域支援係

<内容>

- ①社会福祉協議会（社協）について
- ②災害ボランティアセンターとは？
- ③社協が災害ボランティアセンターを担う理由
- ④藤枝市災害ボランティアセンター運営の流れ



①社会福祉協議会（社協）について

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。
社会福祉法第109条に基づき、**地域福祉の推進役**として住民の福祉課題の解決に取り組みながら、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「住民主体の福祉のまちづくり」の実現を目指し、さまざまな活動を行っている。

つまり、社協は・・・

- ①市役所× **民間**。
- ②全国市区町村 **どこにもある**
- ③「**住民主体のまちづくり**」が任務！！

地域福祉とは



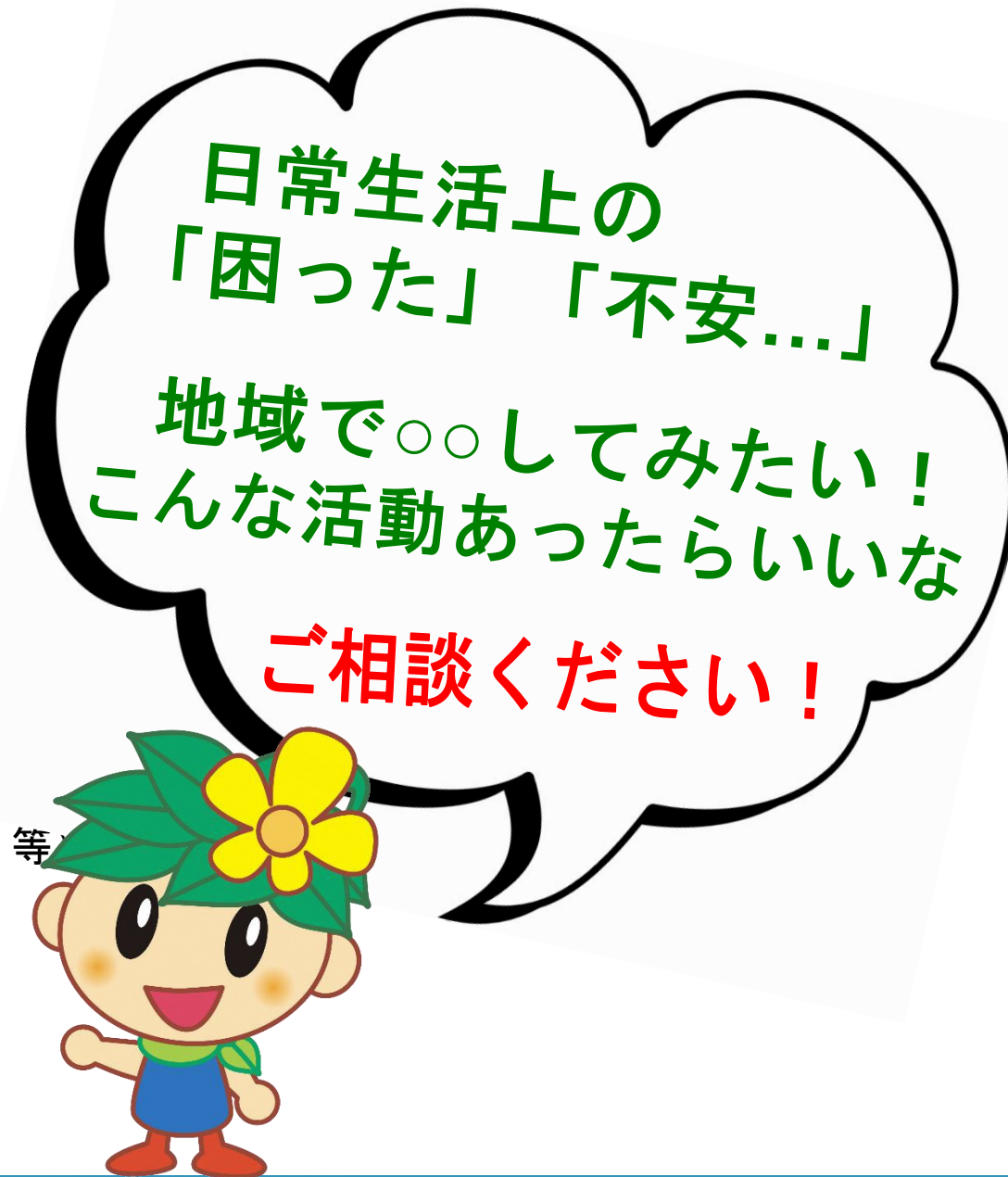
住民の暮らしに寄り添い、それを支える活動を地域住民や福祉関係者などが協働して進めていくこと

（社会福祉法第4条 地域福祉の推進）抜粋

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下、地域住民等）という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、**地域福祉の増進に努めなければならない。**

主な事業内容

- ・ 地区社会福祉協議会の支援 ・ 生活支援体制整備事業
- ・ 居場所づくりの促進（ふれあいサロン、会食会 等）
- ・ 福祉教育の推進 ・ ボランティア活動の推進
- ・ 災害時の体制整備 ・ 広報啓発活動
- ・ 成年後見支援センターの運営 ・ 法人後見事業
- ・ 日常生活自立支援事業 ・ 介護保険事業 ・ 障害福祉サービス事業
- ・ 生活サポートサービス「キー坊大縁隊」 ・ 地域包括支援センター
- ・ 放課後等デイサービス（ルピナス）の運営
- ・ 生活介護事業所（ポップライフ）の運営
- ・ 各種福祉施設の管理運営（老人福祉センター、放課後児童クラブ 等）
- ・ 各種相談事業（生活困窮者自立相談支援事業、福祉総合相談、委託相談支援事業、各種資金の貸付相談等）
- ・ 共同募金運動（赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金）



②災害ボランティアセンターとは？

能登半島地震 輪島市



地震

熊本地震 益城町



津波

東日本大震災 石巻市



地震

風水害

土砂災害



令和元年度房総半島台風 鴨川市

提供：災害救援レスキューアシスト



平成30年度7月豪雨災害 呉市

提供：呉市社会福祉協議会



平成30年度7月豪雨災害 西予市

水害

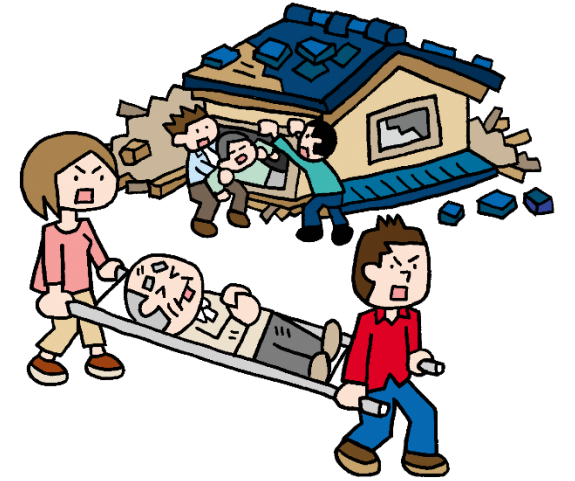
被災後の対応

自助：自分たちでの応急対応

共助：隣近所、自治会・町内会、自主防災組織、
民生委員…

公助：行政・制度による対応

災害の規模が大きくなればなるほど、行政
の対応力には限界が…

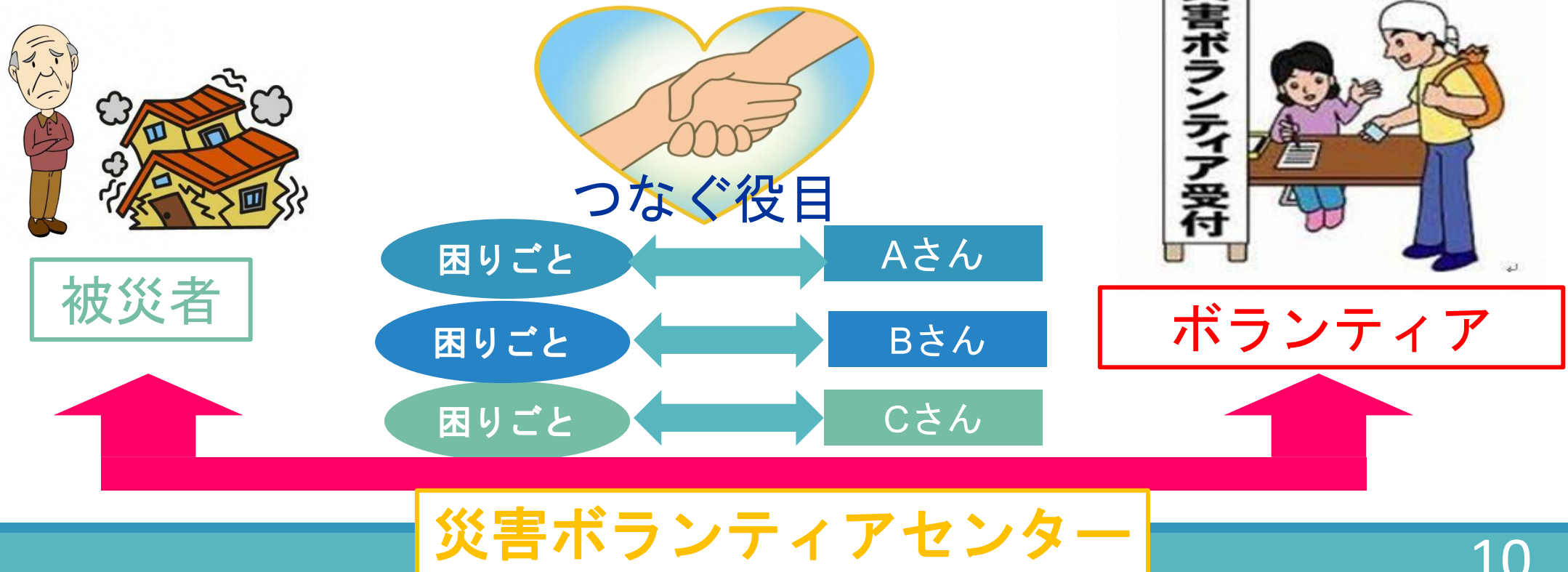


家族で、近所で、自分の暮らす地域の助け合いで対応できるこ
とが理想

しかし、身近な地域での助け合いだけでは対応できなくなった時に…
どうしますか？

災害ボランティアセンターの役割

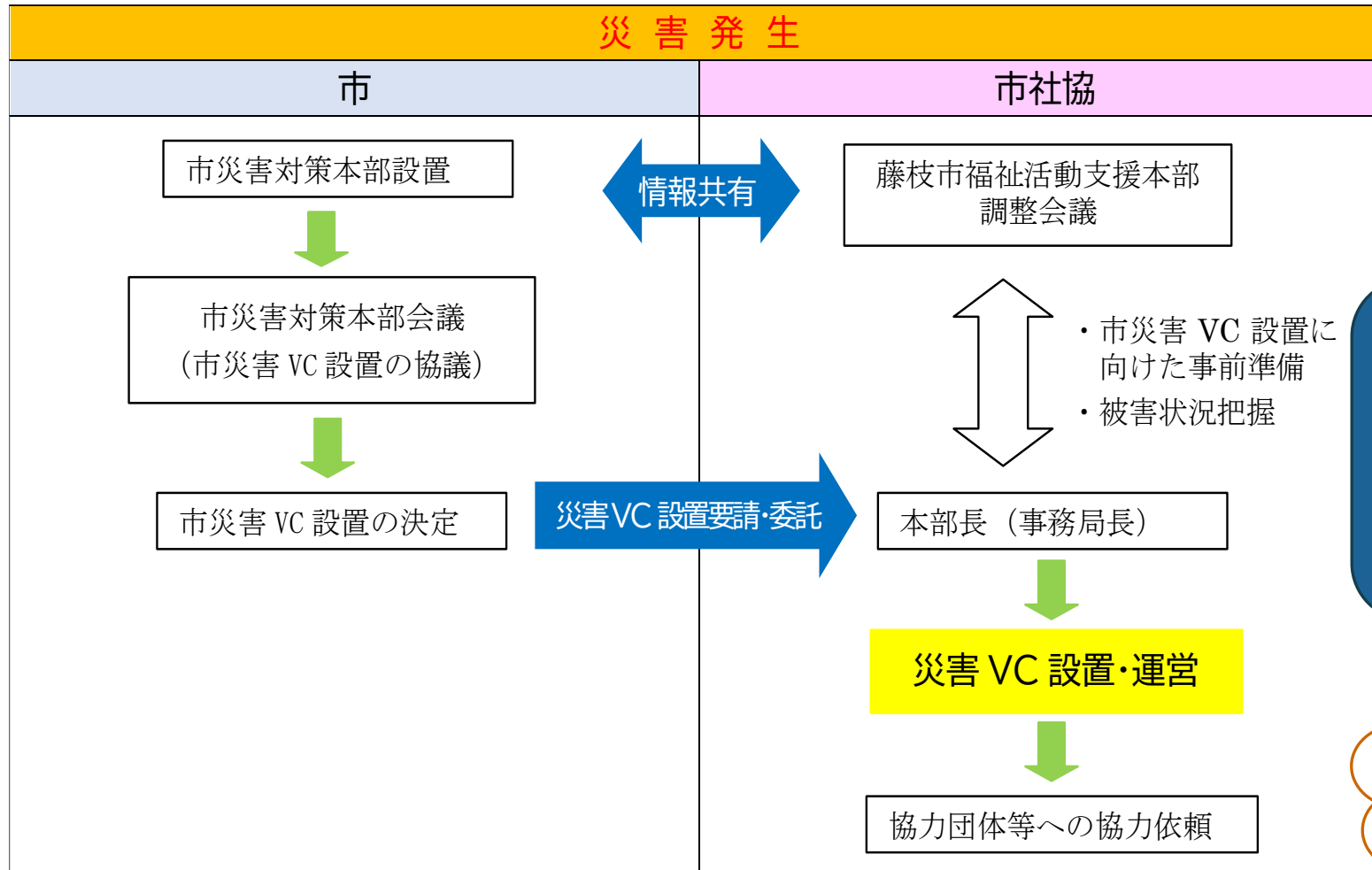
- ・大規模災害が起こった際に、災害ボランティア活動を円滑に進めるために設置される、復興支援活動の拠点。被災者の生活再建のためにボランティアの力を届ける仕組み。
- ・ボランティア活動内容は瓦礫の撤去や泥だし等だけでなく、被災地域のコミュニティの再建も含め、長期的に関わっていく拠点になる。



大規模災害が発生した際に、必要に応じて藤枝市が設置し、藤枝市社協が市や関係団体等と協力をしながら運営をします。

藤枝市地域防災計画

第73節 ボランティア活動支援計画 1. 災害ボランティアセンターの設置 及び運営



防災計画に「市は、災害対策本部を設置した場合、被害状況を把握し、藤枝市社協と情報共有を図る中で、必要だと判断した場合は災害ボランティアセンターを設置し、藤枝市社協に運営を委託する」ことが明記されています。

「文化センター」または「福祉センターきすみれ」，必要に応じてサテライトの設置を検討することになっているよ



ボランティアセンターの基本機能

被災者の生活再建のために、ボランティアの力をつなげる3つの機能

1. 被災者の相談・困りごとを把握する機能

- ▶ 被災した人に直接伺うだけでなく、日常的な地域のつながりを活かし、地域住民等の協力を得ながら、さまざまな方法で被災者の困りごとを把握する

2. 多くのボランティアの力を被災した人につなげる機能

- ▶ ボランティア活動を希望する人たちを受け入れるための周知や広報を行う
- ▶ ボランティア活動を希望する人たちを受け入れ、被災者につなぐための調整をする

3. 専門的な知識や技術がある人や機関に仲介する機能

- ▶ ボランティア活動だけでは対応できない部分を専門家（職）や機関と調整、仲介し、被災者の困りごとに対応できるようにする

社協と
地域の
担い手
が連携
して担
う

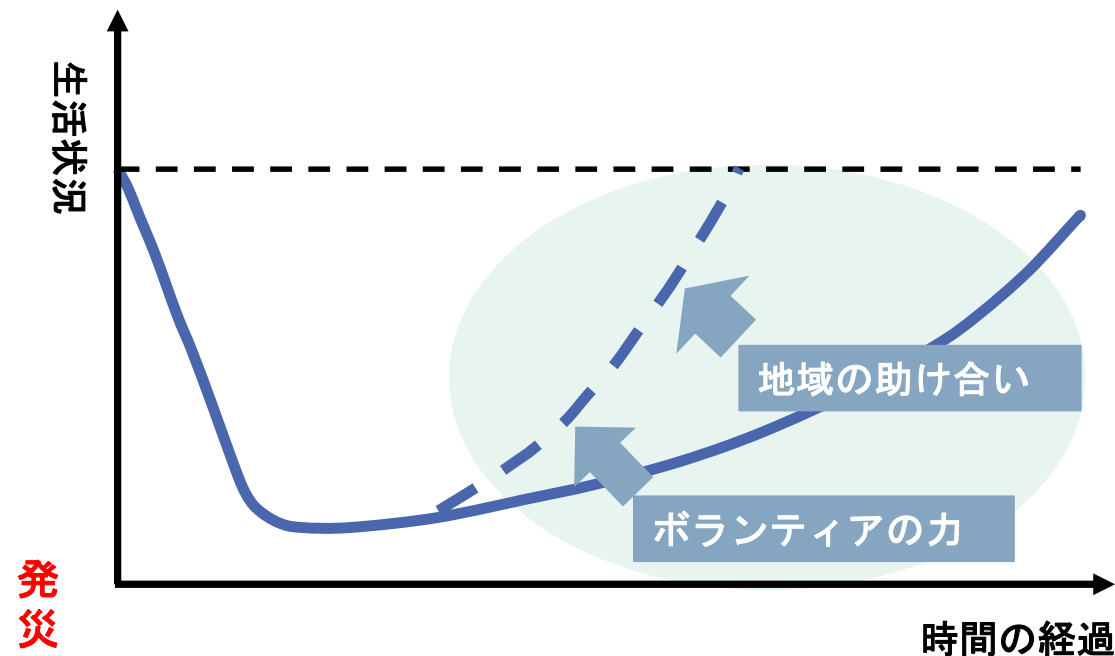
社協が
担う

- 災害時には困りごとを抱える人たちがたくさん出てくる
- 日常から困っている人たちを支える人たちも被災する
- 日常から困っている人たちがより困る状況になる

行政も社協も被災する可能性あり、災害時の対応に追われる

地域の様々な人たち・組織の参加と協力が不可欠

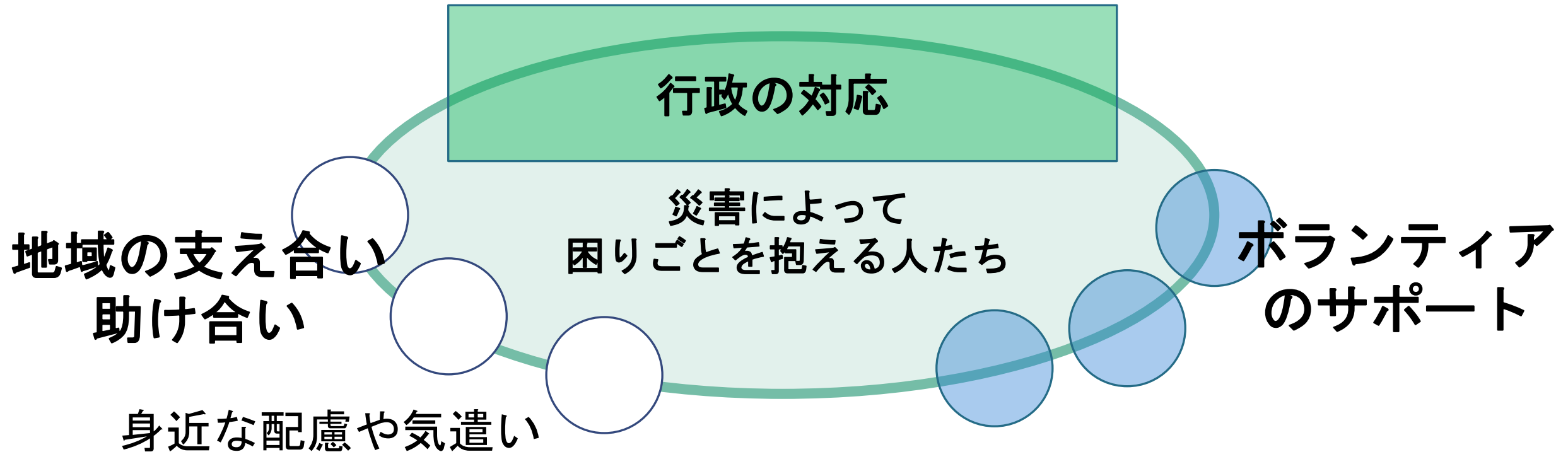
被災者の生活状況や心理は、日常（災害前）よりも低下し、少しずつ回復する



地域の助け合いやボランティアの力は、被災者のできるだけ早い回復につながる。

地域のか、ボランティアのか

日頃から知っている人たち同士だからこそ、できることがある
さらに足りない部分を「ボランティア」のかで補う



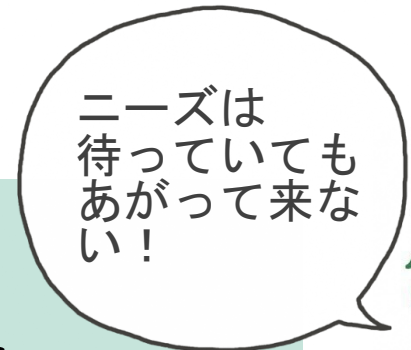
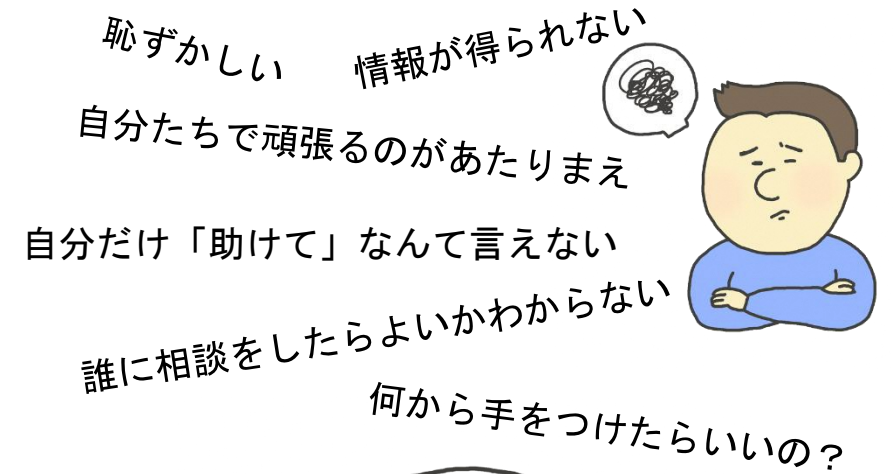
被災者の困りごととはわかりにくい

- 「助けて」「お願い」と言うのは、**とても大変なこと**
- 支援したい人は多いが、**支援されたい人は案外少ない**（普段も、災害時も）
- 日常적으로お手伝いをしようとする側にとっては大したことなくても、**お手伝いしてもらおう側にとってはハードルが高い**

災害時でもこうした気持ちを生じるのが当然



困りごとはずぐに言葉にできず、
言いにくい、他の人にはわかりにくい



③ 社協が災害ボランティアセンターを担う理由



◎地域を基盤に活動を展開

- ・ 日常的に住民と接している（地縁組織と顔の見える関係がある）
- ・ センター閉所後は、社協の本位機能として、被災者の生活支援、被災地の復興支援にあたる

◎地域福祉を推進する団体としての機能・事業

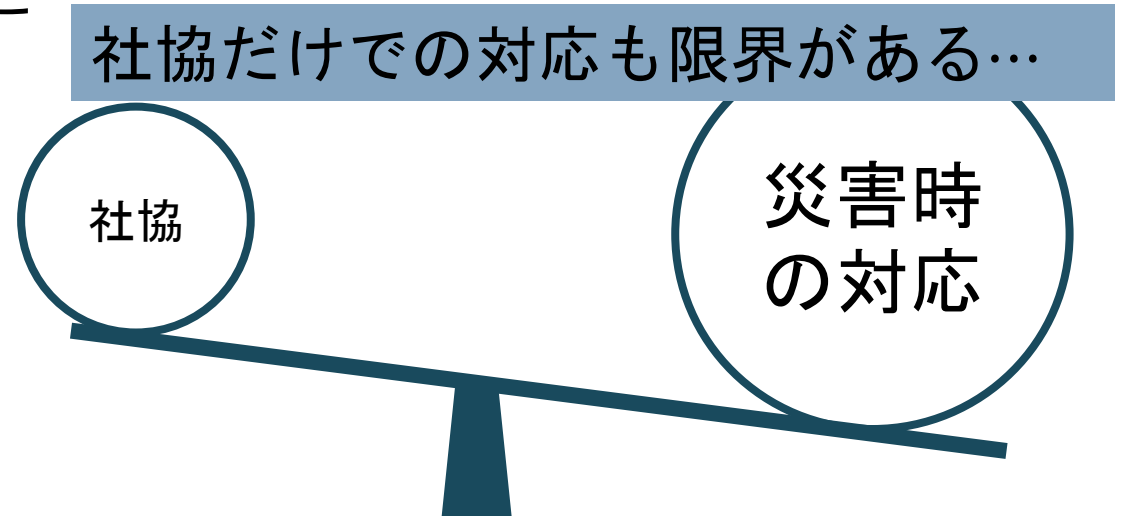
- ・ 社協は平常時から「ボランティアセンター」という機能を有する
- ・ 福祉の相談機関・福祉サービス事業者として要援護者を把握している
- ・ もともと使命として、地域の生活課題を把握し、解決する機能を有している
- ・ 行政や幅広い機関、団体と関係を構築している
- ・ 民間としての機動力がある

◎全国的なネットワークを有する組織

- ・ すべての自治体に存在する
- ・ 全国的なネットワークを有している 等

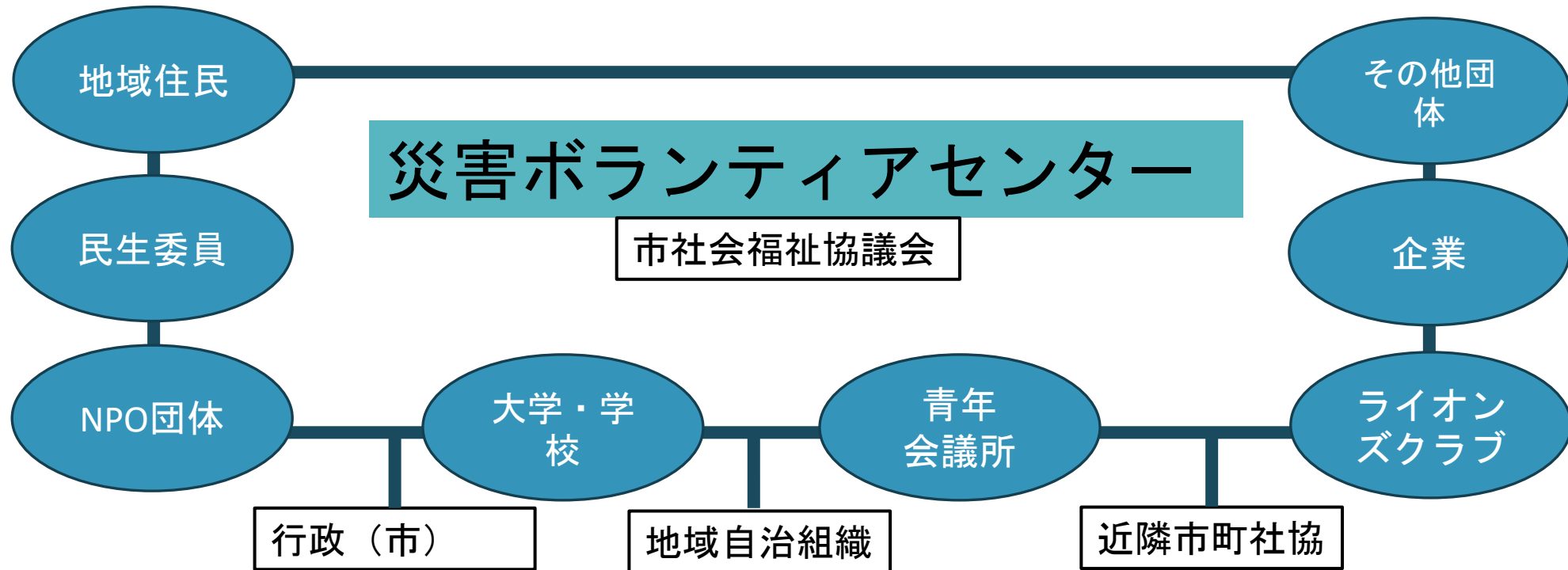
近年の災害に関する動向

- ・ 近年、地震や豪雨災害等の自然災害が頻発化、激甚化、被害の広域化
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行下において、被災地外からの支援が困難
- ・ 南海トラフ地震・首都直下地震など想定される大規模災害では、被災地外からの支援が困難となることが想定



協働型ボランティアセンターの運営

地域のさまざまな担い手の参加と協力により、災害ボランティアセンターを運営することが理想



災害ボランティア活動は多種多様

- 被災者の生活再建のため＝日常を回復するためのサポート



足湯ボランティア活動



炊き出し



避難所での声かけ



マッサージ



避難所での健康チェック



子ども支援

写真提供：（上）震災がつなぐ全国ネットワーク／（下）Nukiito

写真提供：（上）Nukiito／（下）MFP

写真提供：（上（下）ピースホート災害支援センター

災害時のボランティア活動

過去の 事例

作業・片付け

家の片付け・清掃
ごみの分別、運び出し
泥出し、雪かき作業
探しもの、写真洗浄
物資の仕分けや配布

暮らしの手伝い

炊き出し、
避難所のお手伝い
入浴・通院・買い物・配食
学習支援・遊び相手
ペットのお世話
引っ越しのお手伝い
話し相手

イベント

サロン、交流イベント、
相談会や勉強会など

情報

チラシやミニコミ誌づくり



被災者の困っていることにあわせて、
「なにかしたい」という人ができることをする
特定の人しかできないことではない

災害ボランティアセンターが目指すところ

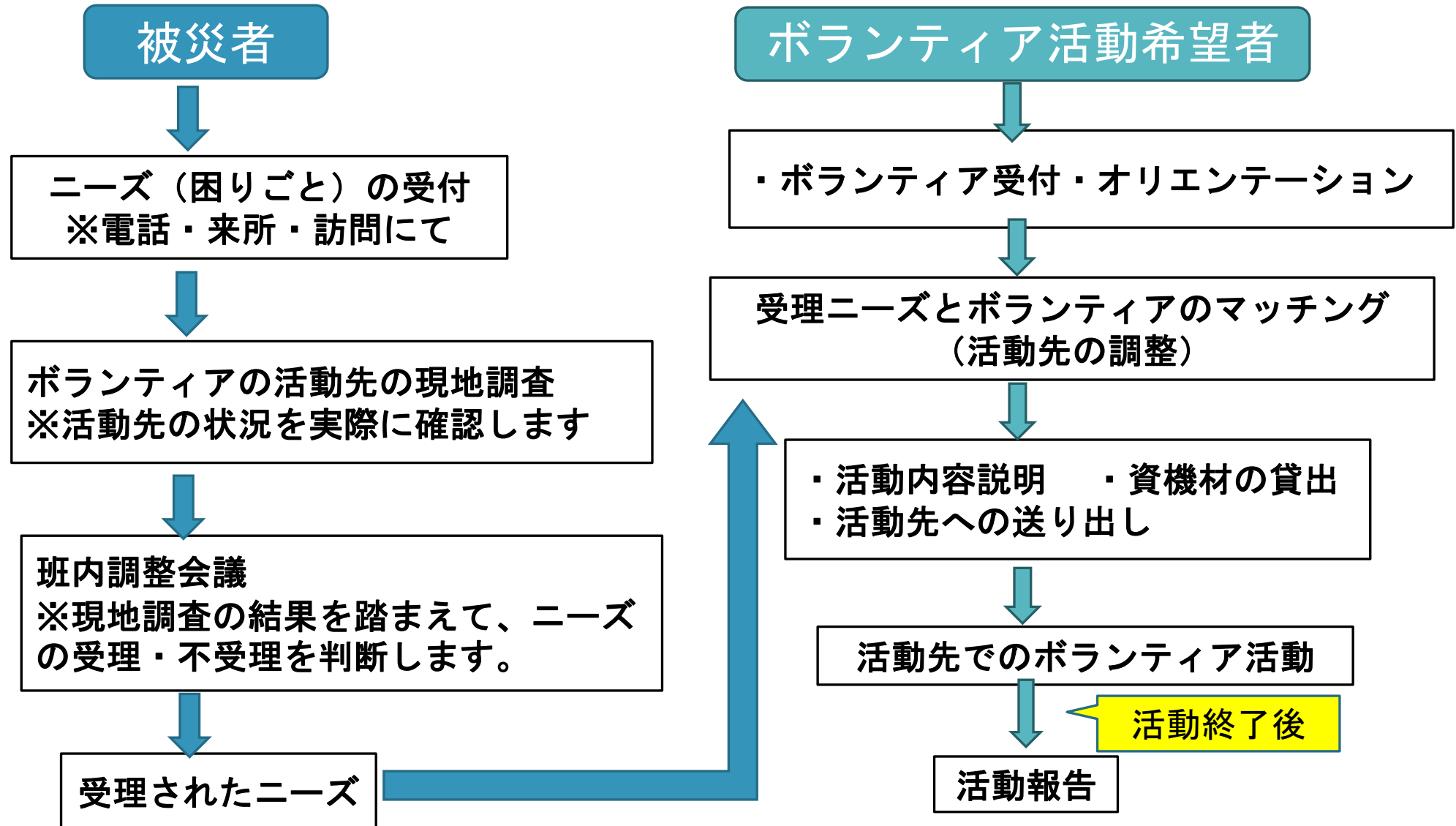
- ・ センターの最大の目的は、**被災者の生活再建への支援**
- ・ 支援活動は目的を達成するための一つの手段。活動を行うことで、その先の被災者の生活面や精神面等をどのように支えることができるのか、また被災者、被災地域の力をどのように引き出すことができるのかを考えながら被災者の生活再建を目指します

④ 藤枝市災害ボランティアセンター運営の流れ

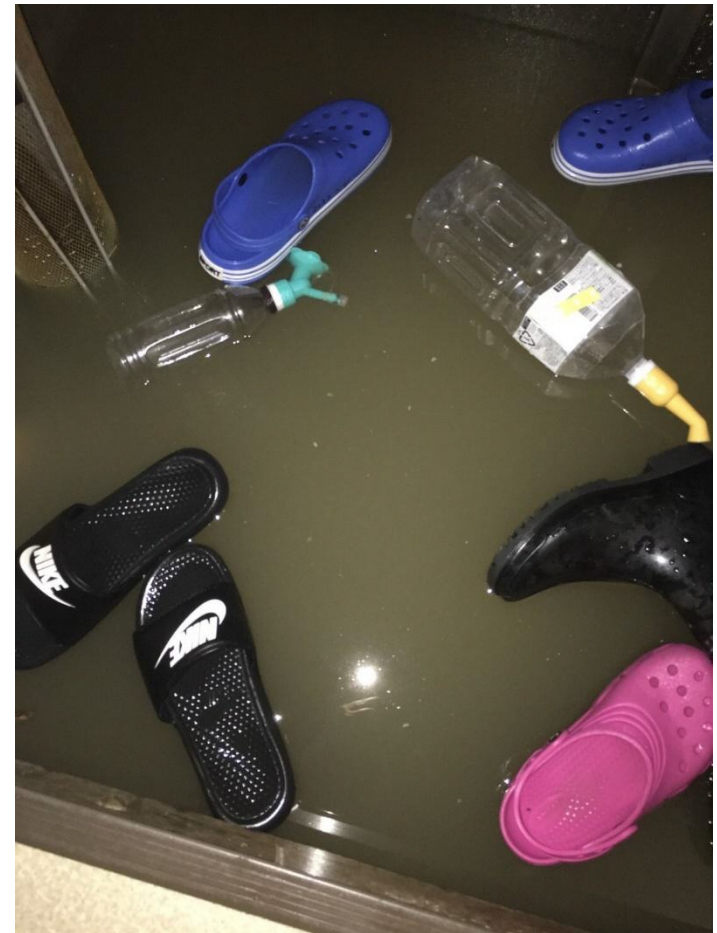
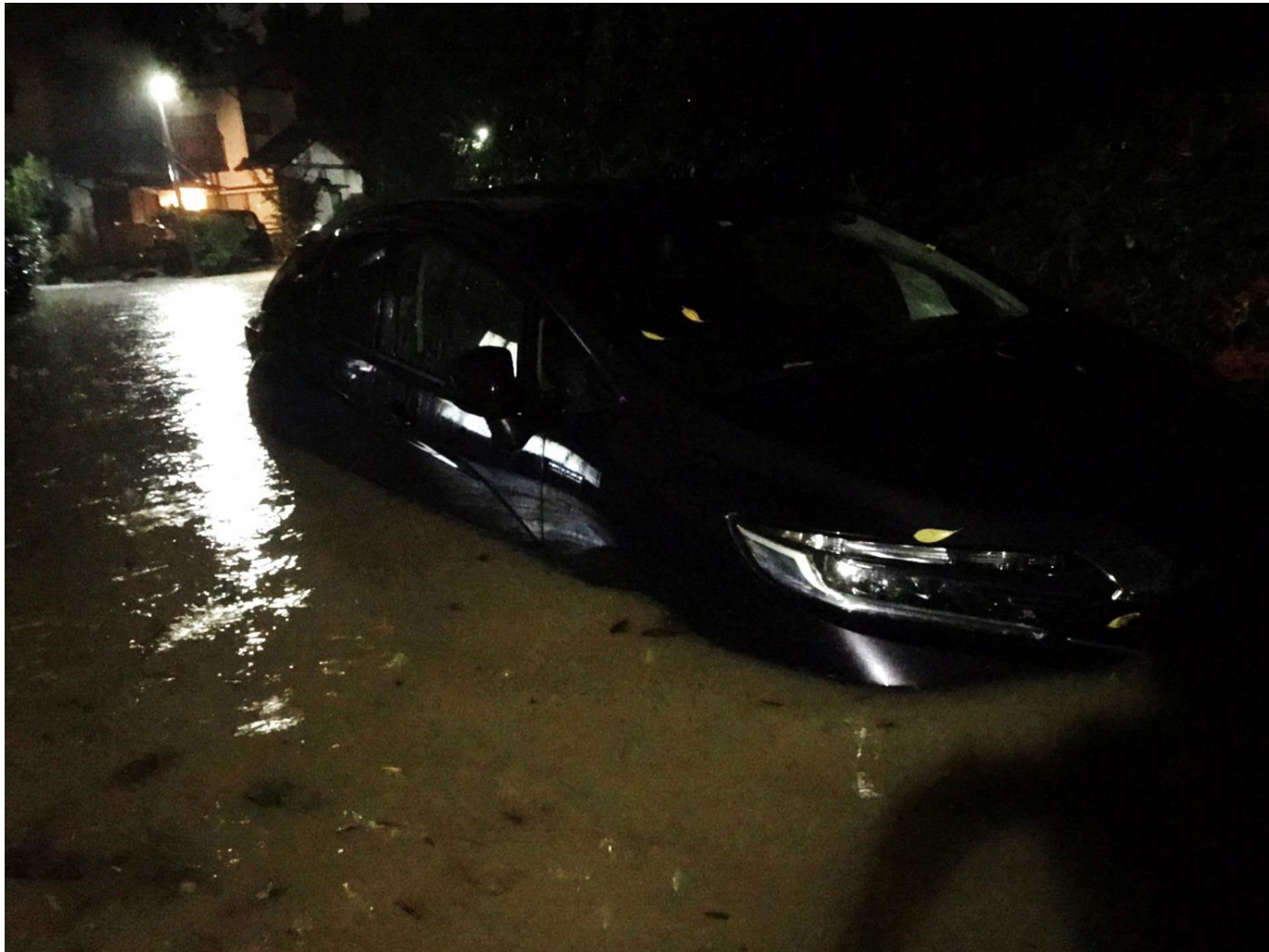
- 災害ボランティアセンター設置場所 ※必要に応じてサテライトの設置を検討
 - ◎ 藤枝市文化センター ◎ 福祉センターきすみれ
- 市が設置し、市社協、災害ボランティア・コーディネーター藤枝（VCF）をはじめとした関係団体・組織等が連携しながら運営
- 協定：石川県白山市、埼玉県深谷市、藤枝ライオンズクラブ、藤枝青年会議所
藤枝市協力雇用主会、マジオドライバースクール藤枝校
- 災害備蓄倉庫の設置、備品の用意
きすみれ、亀寿の郷、ふじトピア第2 開寿園、愛華の郷



藤枝市災害ボランティアセンターの運営の流れ



R4.9.23 台風15号被害状況



災害ボランティアを募集します！

＜対 象＞ 藤枝市在住の方（高校生以上、性別は問いません）
＜受付期間＞ 令和4年9月29日（木）～令和4年10月10日（月）
＜受付時間＞ 9時～15時 ※活動開始時間は、9時30分から
＜活動内容＞ 室内清掃片付け・土砂除き、家具、ゴミ等の搬出等



●申込み 下記 QR コードを読み込み、必要事項をご入力ください。



←個人で申込み方



←団体で申込み方

※センターの運営上、こちらの申し込み方法を優先的にご活用ください。ご協力をお願いいたします。
この方法で申込みができない場合のみ、以下の問い合わせ先へご連絡ください。（月～金 9:00～16:00）

【問い合わせ先】
藤枝市社会福祉協議会
電話：054-667-2940 FAX:054-667-3319

●注意事項

- ・活動には、「ボランティア活動保険」の加入が必要です。既に加入済みの方は、加入証を受付にてご提示ください。（インターネットでの加入が可能です。掛金350円基本プラン以上の内容で加入し、カード決済でご負担ください。）
- ・資機材は、センターで用意します。ボランティア活動ができる服装でご参加ください。（参照：<https://saigai.cybozu.co.jp/20200204/>）
- ・食事や飲み物につきましては、各自でご用意ください。

ボランティア
活動保険加入



服装について



藤枝市社会福祉協議会 藤枝市ボランティアセンター
藤枝市岡部町内谷 1400-1 藤枝市福祉センターきすみれ
電話：054-667-2940 FAX:054-667-3319

「手伝って」に応えたい…ボランティアが力になります

“藤枝市社会福祉協議会（ボランティアセンター）”へ

ご連絡ください！

この度の台風で被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
藤枝市社会福祉協議会（ボランティアセンター）では、お困りごとのご相談を受け付けております。ボランティア活動で、対応ができない場合もございますが、まずはご相談ください。

- ・ご自宅の片付け
- ・家財等の運び出し、土砂の撤去
- ・片付け機材の貸出（高圧洗浄機・リヤカー 他） など

《受付・問合せ先》

藤枝市社会福祉協議会（ボランティアセンター）
藤枝市岡部町内谷 1400-1
電 話（054）667-2940
FAX（054）667-3319



藤枝市社協キャラクター
キー坊



愛ちゃん と 希望くん
赤い羽根共同募金の
助成を受けて実施します



藤枝市社会福祉協議会 ボランティアセンターからの お知らせ

この度の台風で被害を受けられた皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。
これまで、藤枝市社会福祉協議会では、110件の地域のお困りごとに対し、
延べ360名のボランティアさんの力をお借りし、活動してまいりました。

(10月12日時点 89件対応済み、21件活動中)

今後、少しずつ活動は縮小してまいります。引き続き、地域の皆様のお困りごとに対して、助言やボランティア派遣をとおして対応させていただければ
と思います。少しでも心配なことがございましたら、早急にご下窓口にお問い合わせ
くださるようお願いいたします。

☪ ボランティアセンターで対応できること ☪

- ・被災に伴うご自宅の片づけ(家財等の運び出し、土砂の撤去等)
- ・片付け機材の貸出(高圧洗浄機、リヤカー、送風機 等)
- ・床下や壁内の状態について、専門のNPOに確認してもらうことも可能



【水害後の対応チェックリスト】

- ☐ 罹災証明書の申請
- ☐ 火災保険会社への連絡、ハウスメーカー、工務店への連絡
- ☐ 家財搬出
- ☐ 床下等の土砂撤去（裏面参照）
- ☐ 水に浸かった場所(基礎、床材、壁など)の消毒（裏面参照）
- ☐ 水に浸かった場所(基礎、床材、壁など)の乾燥（裏面参照）

《受付・問合せ先》

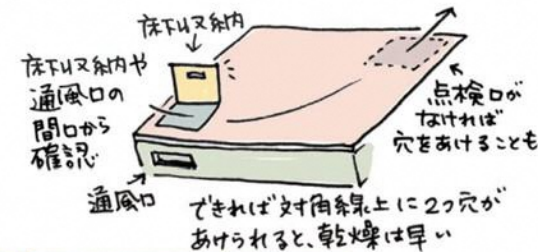
藤枝市社会福祉協議会ボランティアセンター
藤枝市岡部町内谷1400-1

電話 (054) 667-2940 FAX (054) 667-3319

少しでも「あれ？」と思ったらお気軽にご連絡ください

洋室（フローリング・じゅうたんの部屋）

- 通風口や床下収納の間口から床下をのぞきこんで、水や汚泥がたまっていないかどうか確認する。



注意！ 放っておいた床や壁はこうなる

- 土砂のたまった床をそのまま放置すると、後で床下から悪臭がするようになる。
- 一見何の被害もなさそうな壁も、中を開くとカビだらけになっていたりする。



乾燥した汚泥も悪臭の原因に



水が残って悪臭が発生する

注意！ 壁の裏の断熱材

- 壁の裏や床下の断熱材は水を吸収しやすいため、放置するとカビが生える。



↑ 断熱材の取出し
← 水を吸った断熱材

出典：震災がつなぐ全国ネットワーク作成「水害にあったときに」

費用は掛かりませんので、ご安心ください

活動実績

◆ボランティア依頼件数（対応件数）：138件

対応地域：稲葉、葉梨、広幡、藤枝、岡部

◆依頼内容：家財搬出・処分、畳の搬出、土砂のかき出し、
ゴミの仕分け、床板剥がし、床清掃、床下乾燥、
断熱材除去・・・など

◆ボランティア登録者：221名

◆ボランティア実活動人数（延人数）：514名



被災された方から聞かれた声

- これまで夫婦で頑張って片付けをしてきたけど疲れ切ってしまった
- 不安ばかりで頭が整理できず何も手につかない
- 外出する気力がなくなってしまった
- 1人でどうしたら良いかわからず、死にたい気持ちになってしまった
- 食事も喉を通らないし、夜も眠れない
- ゴミを自分で捨てろと言われても、こんなにたくさん運べない
- いろいろな手続きの仕方がわからない

災害ボランティア活動の目的は、土砂出しや濡れた家具の搬出だけではない！

どうしてつながることができた？

地域に気にかけてくれる人がいた！

- ・ 民生委員さんからの連絡
- ・ 自治会、町内会、環自協、交流センター等からの連絡
- ・ 近所の人からの連絡

「あのお宅の住人は耳が聞こえないから多分電話ができない。行ってあげて！」

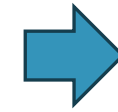
「あそこのお宅はまだ畳もあげていないから心配だよ」

「あの家は大丈夫って言っているけど、たぶん大変！」

「生まれたばかりの赤ちゃんがいる家があるから、声をかけてあげて」

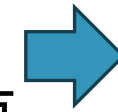
最後に

- 災害時には、様々な困りごとが発生する
- 「助けて」「困った」は言いづらい、見えづらい



本当に困っている人は
潜在化している

- 地域の力、隣近所の日頃の関係が大切
- 様々な困りごとには、多様な担い手が必要



自治会・町内会、民生委員、地縁団体などが協力し合ってニーズを見つけるための取り組みが大切

被災者の困りごとを把握できなければボランティアの力を活かすことができない！

まずは、藤枝市災害ボランティアセンターにご連絡ください！

いざという時に助け合える関係は、
日頃のつながりから！！
日常でできていないことは、
災害時にはもっと困ることになります。
今できることを少しずつ・・・



社会福祉法人

藤枝市社会福祉協議会

藤枝市社協公式

SNS

